知らないではすまされない作業員の 6 つの法的義務

安全衛生法では労働者は、事業者がおこなった措置や指示を守らなければならない義務があります。守らなかったために、万一災害を起せば安全衛生法第120条の罰金が科せられたり労災保険の保険給付の全部または一部の支給制限が行なわれたり、 過失相殺割合で賠償額を減額されるケースもあります。 作業員が遵守すべき安全衛生法令等が下記の通りです。

記

1.安全状態を保つ義務（安全衛生法26条、32条、33条、 120条）

・労働者は安全装置等について、取りはずし、又はその機能を失わせないこと。必要があるときは予め事業者の許

可を受け,発見した時は事業者に申し出る義務（安衛則29条）

・労働者は、 作業場の清潔に注意し、 廃棄物を定められた場所以外に捨てないようにしなければならない義務（安

衛則620条）

2.安全措置の義務

・車両系建設機械の使用する際の使用上の義務（安衛則151条の1～83）

3.保護具の着用使用義務

・安全帯等の使用義務（安衛則520条）

・保護帽の着用義務（安衛則539条）

・安全靴等の使用義務（安衛則558条）

・呼吸用保護具等の使用義務（安衛則593条）保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護衣等

・皮膚障害防止用保護具等の使用義務（安衛則594条）保護手袋、履物等

・騒音障害防止用保護具の使用義務（安衛則595条）耳栓等

4.危険な行動の禁止義務

・危険物がある場所における火気の使用禁止（安衛則279条）

・火気使用場所の火災防止義務（安衛則291条）

・昇降設備の使用義務（安衛則526条）

・高所からの物体投下による危険防止義務（安衛則535条）

・立ち入り禁止義務（安衛則585条）有害物を取り扱う場所等

5.無資格就労の禁止義務（安衛法61条）

・クレーンの運転その他の業務で当該業務に就くことができる者以外の者は当該業務の禁止義務

・当該業務に従事するときは免許証その他の資格を証する書面を携帯義務

6.車両系建設機械運転者の自己安全義務と誘導・合図に従う義務

・適正な運転速度をこえての運転禁止義務（安衛則156条）

・運転位置から離れる場合の措置義務（安衛則160条）バケット、ジッパーを地上におろす義務、逸走防止義務・転落等の危険が予測される場所に誘導者を配置した場合その誘導者に従う義務（安衛則 157 条）

・接触等の危険が予測される場所に誘導者を配置した場合その誘導者に従う義務（安衛則158条）

・配置された誘導員の行なう合図に従う義務（安衛則158条）

・移動式クレーンでの作業は一定の合図を定め合図者を指名しなければならない。 作業者はその合図に従う義

務（クレーン則71条）